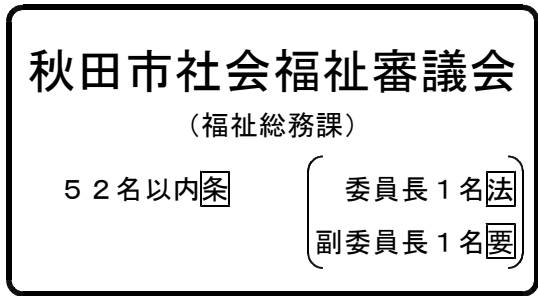


〈秋田市社会福祉審議会の機構図〉



根拠法令

- ^{〔法〕}…社会福祉法
- ^{〔令〕}…社会福祉法施行令
- ^{〔案〕}…社会福祉審議会条例
- ^{〔要〕}…審議会運営要綱等
- ^{〔自〕}…地方自治法

専門分科会または部会は、分科会長または部会長が招集し、その議長となる ^{〔要〕}
 重要または異例な事項を除いて（民生はすべて）専門分科会の決議をもって審議会の決議とする ^{〔要〕}
 障害程度等について諮問を受けたときは、審査部会の決議が審議会の決議となる ^{〔令〕}

